



麻薬取扱者年間届出書及び麻薬取扱者 免許申請について

一、麻薬取扱者年間届出書について

麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者)は、麻薬及び向精神薬取締法第四十八条の規定により、前年の十月一日から当年の九月三十日まで一年間の麻薬取扱状況を県知事に届け出る事になっております。平成十二年度の届出については、次のとおり行ってください。

- ・ 提出期限 平成十二年十一月三十日(木)
- ・ 提出先

| | |
|------------|-----------------|
| 麻薬診療施設の所在地 | 提出先 |
| 広島市 | 広島市保健所・各区生活衛生担当 |
| 呉市 | 呉市保健所 |
| 福山市 | 福山市保健所 |
| 上記以外 | 県立保健所(支所) |

- ・ 提出部数 二部
- ・ その他 期間内に麻薬の取扱がない場合も届出

二、麻薬取扱者免許申請(継続)について

平成十一年中に免許になった麻薬管理者及び麻薬施用者免許については、平成十二年十二月三十一日で有効期間が満了します。平成十三年一月一日以降も引き続き免許を必要とされる方は、次のとおり免許申請を行ってください。

- ・ 申請期限 平成十二年十一月十五日(水)
- ・ 提出先

| | |
|------------|-----------------|
| 麻薬診療施設の所在地 | 提出先 |
| 広島市 | 広島市保健所・各区生活衛生担当 |
| 呉市 | 呉市保健所 |
| 福山市 | 福山市保健所 |
| 上記以外 | 県立保健所(支所) |

- ・ 提出書類 免許申請書
診断書
- ・ その他 勤務証明書(申請者が麻薬診療施設に勤務している場合)
免許証の有効期間を確認のうえ、手続きを行ってください。
- ・ 不明な点等については、広島県福祉保健部業務課又は管轄保健所(支所)にお問い合わせください。

が必要です。

不明な点等については、広島県福祉保健部業務課又は管轄保健所(支所)にお問い合わせください。

(広島市に麻薬診療施設がある場合は広島県福祉保健部業務課、呉市に麻薬診療施設がある場合は広島県呉保健所、福山市に麻薬診療施設がある場合は広島県福山保健所)

平成十二年度 四〇歳からの健康週間の実施について

— 広島県福祉保健部長

本県の保健事業の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、「四〇歳からの健康週間」実施要綱(平成八年厚生省発老第九六号)に基づき実施することとされておりますが、実施要綱の一部改正及び本年度における重点課題について、左記のとおり厚生省から通知がありました。

つきましては、この週間の趣旨をご理解いただき、市町村等の行うこの事業が効果的に実施できますようお願いいたします。

「四〇歳からの健康週間」実施要綱

一、趣旨

我が国においては、人口構造の高齢化の進展に伴い、健やかな老後の確保を図るための健康対策の充実が重要な課題となっている。

このため、国においては老人保健法に基づき、健康教育、健康診査等の保健事業を総合的に推進し、さらに平成十二年より保健事業第四次計画に基づき、住民

お問い合わせください。

(広島市に麻薬診療施設がある場合は広島県福祉保健部業務課、呉市に麻薬診療施設がある場合は広島県呉保健所、福山市に麻薬診療施設がある場合は広島県福山保健所)

一人一人のニーズに応じたきめ細かな事業の展開を図る等、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防を図ってきたところであるが、その効果的推進のためには、事業に対する国民の自発的、継続的参加が不可欠である。このような観点から、国民の健康に対する自覚を高めるとともに、保健事業による健康づくりと生活習慣病の予防を国民運動にまで発展させることが従来以上に緊要となっている。

よって、ここに「四〇歳からの健康週間」(以下「健康週間」という。)を実施し、壮年期からの日常的な健康管理の重要性について広く国民の理解と関心を深めるとともに、老人保健法による保健事業についてその意義及び内容の周知徹底と積極的参加の呼びかけを行い、保健対策の一層の推進を図るものとする。

二、期間

毎年十月十日から十月十六日までの一週間とする。

三、主催

厚生省、都道府県、市町村(特別区を含む。)とする。ただし、地域の実情等に応じ関係機関及び関係団体と共催することも差し支えないものとする。

四、実施方法

(1) 厚生省

健康週間の全国的な推進を図るため、関係機関及び関係団体と密接な連携をとり、これら各団体等の協力を得て、主に次の事項を実施する。

ア 健康週間の趣旨を普及するための広報・宣伝の実施

イ 健康週間用ポスターの作成

ウ 壮年期からの健康管理をテーマとした健康フェスティバル等の開催

(2)

都道府県及び市町村 健康週間の実施に当っては、広く地域住民の関心と参加が得られるよう、主に次に掲げる事項を参考として地域の実情に即した実施計画を策定し、効果的な運動を展開する(例えば、健康まつり(フェスティバル)として、いくつかの事項を組み合わせて総合的に実施する。)

なお、地域の実情に応じ、保健・医療・福祉サービス及び職域保健サービスの実施機関等関係団体と密接な連携をとり、これら団体等の協力を得て積極的な運動の展開を図る。

ア 健康週間の趣旨を周知徹底するため広報・宣伝の実施

(イ) テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力を得た広報・宣伝の実施

(イ) 都道府県及び市町村の広報紙、関係機関及び関係団体の機関紙、有線放送等の活用による広報・宣伝の実施

(ウ) ポスター、チラシ、懸垂幕等による広報・宣伝の実施

イ 壮年期からの健康管理の重要性についての認識を喚起するための諸行事の実施

(ア) 講演会、都道府県民大会、市町村民大会等の開催

(イ) 標語、写真、絵画、作文、ポスター等の公募及び発表

(ウ) 健康づくりや疾病管理に関する体験発表会、成人病予防食調理・試食会、写真やグラフ等による健康展の開催

ウ 実践的な健康づくりへの住民の参加を促すための健康ウォーク、ジョギング大会、ゲートボール大会、運動会等スポーツ又はレクリエーション行事等の実施。

第六回仕事と家庭を考える月間の実施について

— 広島労働局雇用均等室長

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃、雇用均等行政の推進につきましましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働省では、毎年十月を「仕事と家庭を考える月間」と定め、仕事と家庭との両立について社会一般の理解を深めるため、当月間を中心に全国的に広報活動等を実施しております。本年度は、育児・介護休業制度等の定着促進、ファミリー・フレンドリー企業の普及促進等为目标に、左記の実施要綱により実施いたします。

つきましては、本月間の趣旨に沿った効果的な広報啓発活動が行われるよう、下記の事項について特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

一、第六回仕事と家庭を考える月間行事について

左記のとおり県、市等と共催により月間行事を行いますので、会員企業の皆様への参加勧奨方ご協力をお願いいたします。

二、機関紙への掲載等による周知について

育児・介護休業法について貴団体発行の機関紙等での周知にご協力をお願いいたします。

第六回仕事と家庭を考える月間実施要綱

一、趣 旨

少子・高齢化が進む中で、労働者の仕事と育児・介護との両立が大きな課題であり、男女労働者とも育児・介護休業を取得しやすく、また、就業しつつ子どもを養育や家族の介護を行いやすい環境づくりを図る

ことが重要となっている。

このため、平成十一年度より施行されている改正育児・介護休業法に基づき、育児・介護休業制度、勤務時間の短縮等の措置及び育児や介護を行う労働者の深夜業を制限する制度について、その周知や規定の整備に向けての指導を徹底することはもとより、固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正を図ることにより、これらの制度が定着し、十分活用されることが必要である。また、仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるように取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及促進を図っていくことも必要である。

労働省では、平成七年度から毎年十月を「仕事と家庭を考える月間」と定め、仕事と家庭との両立について社会一般の理解を深めているところであるが、こうした状況を踏まえ、今年度の「第六回仕事と家庭を考える月間」においては、次の目標の下に全国的に広報活動等を実施する。

二、目 標

- (1) 育児・介護休業制度等の定着促進
- (2) 育児・介護雇用安定助成金をはじめとする両立支援事業の周知と活用促進
- (3) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

平成十二年十月一日～十月三十一日

四、主 唱

労働省

五、協 賛

財団法人21世紀職業財団

六、協力を依頼する機関、団体

報道機関、関係行政機関、使用者団体、労働団体、その他

七、実施事項

- (1) 報道機関等を通じての広報活動
- (2) 使用者団体、労働団体、事業主、労働者等に対する両立支援事業及びファミリー・フレンドリー企業の周知
- (3) 事業主に対する育児・介護休業制度等の整備・定着指導
- (4) 国際シンポジウムの開催(共催:厚生省)

十月は「仕事と家庭を考える月間」です!!

労働省では、毎年十月を「仕事と家庭を考える月間」と定め、育児・介護休業法について全国的に周知・啓発活動を行っています。

育児・介護休業制度等についての規定の整備はお済みですか?

雇用均等室では、育児・介護休業法の内容や規定例などの資料の配布の他、規定の作成について育児・介護休業指導員による訪問指導も行ってあります。どうぞお気軽にご連絡下さい。

「ファミリー・フレンドリー企業セミナー」のお知らせ

広島会場 十月二十三日(月) 一三:三〇～一六:一〇

エフォル広島広島市中区富士見町二一六

福山会場 十月二十四日(火) 一三:三〇～一六:〇〇

広島県福山市合同庁舎第一庁舎(福山市三吉町一 一 一)

内容 *基調講演「翼をください 仕事と家庭は二つの翼」(仮題)

ユナイテッド航空パーサー

森 木 房 恵

*育児休業パバの体験発表

*ファミリー・フレンドリー企業表彰等

*育児・介護休業制度(規定の作成や給付金制

度)に関する個別相談にも応じます。

お問い合わせ、お申し込み先: 広島労働局雇用均等室 (TEL082-222-9247)

高度先進医療の承認について

特定承認保険医療機関において行われる高度先進医療について、平成十二年九月一日付けで左記のとおり承認が行われ、厚生省保険局長から通知されましたので、ご連絡申し上げます。

| 医療機関名 | 高度先進医療の名称 |
|--------------|--|
| 岐阜大学医学部附属病院 | ・顎顔面補綴 ・適応症: 顎顔面悪性腫瘍、外傷による顎顔面領域に生じた広範囲な実質欠損 |
| 北海道大学医学部附属病院 | ・神経磁気診断装置による中枢神経機能異常の診断 ・適応症: 感覚・運動障害を示す中枢神経系疾患、局在関連性てんかん |
| 信州大学医学部附属病院 | ・進行性筋ジストロフィーのDNA診断 ・適応症: Duchenne型筋ジストロフィー Becker型筋ジストロフィー |
| 東京医科大学病院 | ・焦点式高エネルギー超音波療法 ・適応症: 前立腺肥大症 |
| 山梨医科大学附属病院 | ・脳内視鏡手術 ・適応症: 閉塞性水頭症、脳腫瘍、脳室内出血 |
| 大阪市立総合医療センター | ・脳内視鏡手術 ・適応症: 閉塞性水頭症、脳腫瘍、脳室内出血、脳神経外科術中死肉となる血管・組織の認識を必要とする疾患 |

(六医療機関)

(五件、六種類)

第二三三回麻酔科標榜資格審査会の開催について

広島県福祉保健部長

このことについて、厚生省健康政策局総務課長から左記のとおり通知がありました。今回の審査会に諮る申請については、本県における取りまとめの便宜上、平成十二年十月十七日(火)を締め切りとさせていただきますので、会員への周知についてご配慮ください。

担当 医務係 亀井

電話(〇八二)二三八 二二二一(内線三二五二)

記

第二三三回麻酔科標榜資格審査会の開催について

標記審査会につきましては、平成十二年十二月一日(金)に開催することを予定しておりますので、第二三三回審査会に係る申請書の提出に当たっては平成十二年十一月一日(水)までに当該に必着するようお願いいたします。なお、平成十二年九月一日(金)に開催されました第二三二回審査会の結果、「合格」となった申請者については、医道審議会に諮り麻酔科標榜の許可を得ることとなることを併せて申し添えます。

(注意)

上記提出期限までに当該に提出されないものは、第二三四回審査会に諮ることとなります。また、書類不備等で返却する可能性がありますので、申請者より提出された書類は早めに送付して下さい。

成人病検診従事者研修事業に係る乳がん検診従事者講習会について

目的

広島県から受託した成人病検診従事者研修事業の一環として、乳がん検診の効果的な実施を目的とした、関係者の研修事業を実施し、もって成人病検診事業の円滑な推進に資する。

主催

財団法人広島県健康福祉センター

日時

平成十二年十一月十九日(日)

午後一時三十分～三時三十分

場所

広島県健康福祉センター 八階中研修室
(広島市南区皆実町一丁目六番 二十九号)

講習内容

乳がん診療の実際

広島大学医学部附属病院 第二外科

講師 片岡 健

対象者

乳がん検診に従事している医師等

参加申し込み方法

開催月日・所属・氏名・電話番号をご記入の上、直接(財)広島県健康福祉センターに平成十二年十一月七日(水)迄に郵送又はFAXでお申込みください。

住所 〒七三四 〇〇〇七

広島市南区皆実町一丁目六番二十九号

FAX(〇八二)二五四 一一六八

問い合わせ先

(財)広島県健康福祉センター総務部総務課

TEL(〇八二)二五四 七一一(内 二二六)

第十五回広島医師走ろう会開催について

今年も広島医学会総会の一環としてジョギングの集いを行います。走る医師だけでなく、家族、医療従事者の多数参加を歓迎します。

記

と き 十一月四日(土)

集合場所 広島医師会館(更衣室 一階に用意)

受付 午後三時半より

スタート 午後四時

コース 医師会館周辺川土手

懇親会 ジョギング後医師会館六階第二

会議室で、軽食を用意していただきます。

会 費 三、〇〇〇円

申込み方法 官製ハガキ(又は電話)にて住所、氏名、年齢を記入のこと。

申込締切 十月二十八日(土)

申込先 〒七三三 八五四〇

広島市西区観音本町一一一

広島県医師会福祉課

電話(〇八二)三三二一七二一一

広島県精神科救急医療システム整備事業における精神科救急医療施設の指定について

広島県福祉保健部長

広島県精神科救急医療システム整備事業実施要綱第五条に規定する精神科救急医療施設として、平成十二年十月から福山友愛病院を指定したので通知します。
つきましては、等システムの適正な運用にご協力いただきますようお願いいたします。

| 地区 | 病院名 | 住所 | 指定期間 |
|----|--------|---|--------------------------|
| 東部 | 福山友愛病院 | 福山市水呑町三〇二二 電話(〇八四九) 二五六 二二八八 | 平成十二年十月一日 平成十三年三月三十一日 |
| 西部 | 瀬野川病院 | 広島市安芸区中野 東四 一三一三 電話(〇八一) 八九二 一〇五五 | 平成十二年四月一日 平成十三年三月三十一日 |

担当 精神保健福祉係
電話(〇八一) 二二八 二二一一
内線 三三四六
(担当者 木村)

身体障害者福祉法第十五条第一項に規定する医師の指定について

広島県告示第八六五号(平成十二年九月二十一日)

記

- (氏名) (診療科目) (医療機関の名称)
- 寺井祐司 整形外科 医療法人清幸会
- 高橋一則 脳神経外科 高橋脳神経外科

共済組合員証の忘失について

左記共済組合員証を忘失した旨連絡がありました。

記

組合員証番号 七 七五二二七四〇
組合員氏名 辻 昭雄

被扶養者氏名 辻 真澄
(昭和十五年八月六日生)

辻 香苗
(昭和十八年二月五日生)

辻 尚美
(昭和四十八年十一月七日生)

辻 美子
(昭和五十二年十一月二十三日生)

失効日 平成十二年九月十九日
発行機関 文部省共済組合

失効日 平成十二年九月十九日
発行機関 呉工業高等専門学校支部長

組合員氏名 田口孝治
遠隔地被扶養者証番号 〇七 二〇九一

失効年月日 平成十二年九月十一日
発行機関 防衛施設庁共済組合広島支部長

組合員氏名 久保禎之
旧組合員証番号 二二〇一一七

忘失年月日 平成十二年九月二十二日
再発行組合員証 一一一〇四三八

発行機関名 労働省共済組合広島労働局支部長

組合員氏名 川本春三
(昭和二十一年三月二十四日生)

記号番号 運六保船〇七 五八一五
忘失年月日 平成十二年七月二十八日
発行機関名 運輸省共済組合第六管区海上保安本部支部

組合員氏名 佐野剛
旧組合員証番号 広地裁〇七 四六九
発行年月日 平成八年八月一日
無効年月日 平成十二年九月十一日
発行機関名 裁判所共済組合広島地方裁判所支部長

組合員氏名 小森暢之
旧組合員証番号 任広地裁〇七 七八七
発行年月日 平成十一年四月二日
無効年月日 平成十二年九月二十二日
発行機関名 裁判所共済組合広島地方裁判所支部長

組合員氏名 丸山央
旧組合員証番号 広地裁〇七 五九二〇
発行年月日 平成十一年四月一日
無効年月日 平成十二年八月三十一日
発行機関名 裁判所共済組合広島地方裁判所支部長

組合員氏名 國本敦子
旧組合員証番号 〇三三 一一〇三三
発行年月日 平成十二年九月十一日
無効年月日 平成十二年九月二十六日
発行機関名 裁判所共済組合広島地方裁判所支部長

「第2回人生はつらつ健康フェスティバル」の開催について

一、趣旨

急速に進展する高齢者社会のなかで、誰もが心身ともに豊かに明るく健やかに生活を送るために、健康づくり及び生きがいづくりに関する情報収集や実体験を通して、意識の高揚が図れる「人生はつらつ健康フェスティバル」を開催する。

二、日時

平成十二年十月九日(祝) 午前10時～午後四時

三、会場

広島サンブラザ・ホール

(広島市西区商工センター三丁目一)

TEL(082)278-5000

四、主催 広島県国民健康保険団体連合会

五、共催

(社)広島県医師会、(社)広島県歯科医師会、(社)広島県薬剤師会、(社)広島市医師会、(財)広島県健康福祉センター、(社)広島県栄養士会、(社)広島県歯科衛生士会、(社)広島県看護協会、(社)広島県作業療法士会、(社)広島県理学療法士会、(財)広島県老人クラブ連合会、(財)広島市老人クラブ連合会、(社)広島県シルバーサービス振興会、日本健康運動指導士会広島県支部、日本赤十字広島県支部、広島県レクリエーション協会、広島市レクリエーション協会、広島県国民健康保険診療施設協議会、広島県市町村保健活動協議会、ひろしま健康・生きがいづくりアドバイザー協議会(順不同)

六、後援

広島県、広島市、広島県市町会、広島県町村会、広島県国民健康保険組合協議会、(社福)広島県社会福祉協議会、(社福)広島市社会福祉協議会、広島県商工会連合会、(財)広島市ひと・まちネットワーク、中国新聞社、NHK広島放送局(順不同)

七、参加見込数 約三、〇〇〇人 入場 無料

第2回人生はつらつ健康フェスティバル日程表

| 時刻 | 行事 | |
|-------|---|---|
| | ステージ | フロアー |
| 9:30 | 開場 | 運動広場 |
| 10:00 | 開会 あいさつ 広島県国民健康保険団体連合会 広島県医師会 | ニュースポーツ体験・三世代交流コーナー ウォーキング講習会 サンフレッチェサッカー教室・サイン会 体験・相談ゾーン(介護相談・赤十字救急法・何でも相談コーナー等) 休憩・展示ゾーン(健康啓発絵画の展示) 健康ゾーン(体力診断測定・骨密度測定・あなたの健康チェック等) 販売ゾーン(サンフレッチェグッズ・授産施設等手づくり製品) 運動ゾーン(屋内ニュースポーツ カロヤード・シャッフルボード等) ふれあいゾーン(風船づくり・リースづくり・似顔絵等) |
| 10:30 | 祝辞 広島県 健康づくり絵画・ポスター入賞作品の表彰式 | |
| 10:45 | フロアーでお楽しみください。 | |
| 11:00 | 特別講演(元大関 琴風 尾車親方) | |
| 12:20 | フロアーでお楽しみください。 | |
| 13:00 | 広島ジュピター少年少女合唱団 さわやかコーラス | |
| 14:10 | フロアーでお楽しみください。 | |
| 14:30 | (1)上石こども神楽会(豊平町) 演題 葛城山 (2)琴庄神楽団(豊平町) 演題 大江山(予定) | |
| 15:45 | フロアーでお楽しみください。 | |
| 16:00 | 閉会 | |

平成十二年度複十字シール募金への協力について

一財団法人 結核予防会広島県支部
支部長 藤田雄山

この募金運動につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

お陰様をもちまして、本県における昨年度の複十字シール募金は、四二〇万円余のご協力を賜りました。

これも皆様方の温かいご支援、ご協力の賜物と深く感謝をいたしております。

さて、現在の日本では、マスコミ報道等でも見られるように、学校、医療機関、老人保健施設等における結核の集団感染が多発し、社会問題として大きく取上げられる機会が増えています。平成九年には、これまで減少を続けてきた新規発生患者数が三十八年振りに増加に転じ、平成十年も引続き増加、今後も引続き増加していく危険性が指摘されております。

このような事態をつけて、厚生省では、平成十一年七月には、「結核緊急事態宣言」を発令し、結核問題の国民への普及啓発や専門医療体制の強化に努めています。

このように、結核は決して過去の病気ではなく、今なお我が国最大の感染症であり、今後ますますに撲滅に向けて結核対策を推進する必要があります。

つきましては、本年度も下記実施要領により募金運動を推進いたしますので、この趣旨をご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

平成十一年度複十字シール募金状況
募金総額

全 国 五六八、七八二、〇六四円
広島県 四、二三四、九五七円

平成十二年度複十字シール運動実施要領

一、趣 旨

結核は今なお我が国最大の伝染病であるにもかかわらず、国民の間には「結核は過去の病気」とする意識が蔓延し、受診・診断の遅れを招き、集団感染事件を多発させています。

一方、世界では、特に途上国においては、エイズの蔓延も加わって結核の増加は急速であり、WHOが結核非常事態宣言を出して警告を呼びかけているほどです。

こうした状況のなかで、複十字シール募金運動は、結核や肺がんその他の胸部に関する疾患をなくして健康で明るい社会を作るため、これらの病気に対する知識の啓発と予防意識の高揚を図るとともに、事業資金を造成することを目的とします。

また、世界の結核を撲滅するため、結核が蔓延している途上国への援助も募金の目的とするものです。

二、主 催

財団法人結核予防会及び同会都道府県支部

三、後 援

厚生省、文部省、全国結核予防婦人団体連絡協議会

四、運 動 期 間

平成十二年八月一日から十二月末日まで

五、募 金 基 準 額

複十字シール(大型シート)一枚 一、〇〇〇円

(小型シート)一枚 一〇〇〇円

シール・封筒組合せ 一組 二〇〇〇円

六、募金目標額
六億五千万円

七、募金の使途予定

- (1) 結核予防の教育広報費(研修会、講習会、結核予防週間事業等)
- (2) 結核調査研究費
- (3) 国際協力費(開発途上国への結核対策援助費)
- (4) 結核検診車並びに検診機器等の整備費
- (5) 施設整備費(結核検診センター等)
- (6) 検診予防事業助成費(結核予防関係婦人会等)
- (7) 無料検診及び後保護対策費(回復者相談等)
- (8) その他



第二回「生命いのちを見つめる」 フォトコンテスト作品募集について

日本医師会と読売新聞社では、生命の大切さを考えてもらうきっかけになればとの願いから、昨年に引き続き、「生命(いのち)を見つめる」というテーマで、作品を募集します。

テーマに沿ったものであれば、生きとし生けるものすべてが被写体となります。

〔審査委員〕

- 田沼 武 能(日本写真家協会会長)
- 椎名 誠(作家)
- 織作 峰 子(写真家)
- ロザン ナ(歌手) ほか(敬称略)

〔賞〕

- 最優秀賞 一点〓三〇万円
- 優秀賞 三点〓一〇万円
- 入選 五点〓五万円
- 佳作 二〇点〓図書券五千円分

〔応募規定〕

応募作品は、本人が撮影した未発表作品に限り、作品は、キャビネ判のプリントのみとさせていただきます。組み写真は不可。
一人三点までに限らせていただきます。
肖像権やプライバシーの侵害には十分にご注意ください。主催者では責任を負いかねます。

二〇〇一年版
『医師日記』(手帳)

表紙 羊皮スウェード(水色)
定価 一、八〇〇円(送料別)
(一部) 診療報酬引去り可

申込先 広島県医師会福祉課
TEL 〇八二一―三三三―七二二一
FAX 〇八二一―九三三―三三六三

作品は返却いたしません。
入賞作品の著作・使用权は一年間、主催者に帰属します。

(ネガは一年間当方で保管し、その後返却いたします)
上記規定に違反した場合、受賞を取り消すことがあります。

〔締め切り〕

二〇〇一年十一月二十二日(水) 必着

〔入賞発表〕

二〇〇一年二月上旬、読売新聞紙上で。

〔表彰式〕

二〇〇一年二月中旬、東京都内にて。

〔送り先〕

〒一三五 八四三八 読売新聞社事業開発部
「フォトコン」係(TEL〇三 五一四五 七〇九三)
写真の裏に、タイトル、撮影年月日、住所、氏名、生年月日、職業または学校名、電話番号を明記した紙を貼って下さい。
主催/日本医師会・読売新聞社

暮らしの健康Q&Aの広報についてのお願い

中国ケーブルビジョンは、身近な健康について視聴者に情報を送るため、広島県医師会のご協力を得て、新番組「暮らしの健康Q&A」の放送を七月から始めました。出演者は県医師会の副会長や常任理事の方々と、毎月一回、来年七月まで続けます。紹介していただけるコーナーでもありましたら大変光栄です。

・放送時間

十五分
毎月第四週計二十一回

・放送期間

広島県医師会の役員に対し、中国ケーブルビジョンの編成制作部長の有原鉄と女性レポーターの松原恵美がインタビューします。

・放送エリア

- 広島市中区・西区(中国ケーブルビジョン視聴者 五五、〇〇〇世帯)
 - 広島市東区・南区(HICAT 同四、七〇〇世帯)
 - 広島市佐伯区(チャンネルU 同二、〇〇〇世帯)
 - 広島市安佐南区(HBS 同二、〇〇〇世帯)
 - 広島市安佐北区(ふれあいチャンネル 同八、五〇〇世帯)
 - 尾道市(尾道ケーブルテレビ 同四、〇〇〇世帯)
 - 東広島市(東広島ケーブルビジョン 同四、四〇〇世帯)
 - 三原市(三原ケーブルビジョン 同三、五〇〇世帯)
 - 府中市(ケーブルジョイ 同三、〇〇〇世帯)
- 計二二、一〇〇世帯

中国ケーブルビジョン 編成制作部長 有原 鉄
電話(〇八二)二九六 五五五〇(代表)